

【平成30年11月 1日(木) 北海道新聞掲載】

荷主の
皆様へ

トラックドライバーの労働環境改善 にご理解・ご協力をお願いします!!

荷主都合による荷積み・荷卸しの際の「待ち時間」、
検品・仕分け等の「無償の附帯業務」が
ドライバーの負担となっています

この度、国土交通省では、運送の対価としての運賃及び運送以外の役務等の対価である「料金」を、トラック運送事業者が適正に収受できる環境を整備するため「標準貨物自動車運送約款」を改正しました。

荷積み・荷卸しの際の「待ち時間」や「無償の附帯業務」を解消するためには、トラック運送事業者自らの努力はもちろんですが、荷主の皆様の計画的な発注などのご協力が欠かせません。

トラックドライバーの労働環境の改善に向けて、是非ともご理解ご協力をよろしくお願いたします。

標準貨物自動車運送約款の一部改正

発地又は着地における荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定し、
発地又は着地における積み込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」と規定することで、料金の内容を明確化。

附帯業務の内容に「横持ち」「縦持ち」「棚入れ」「ラベル貼り」及び「はい作業」が追加になりました。



道民の願い交通安全

公益社団法人 北海道トラック協会

ホームページもご覧ください

〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 ☎(011)531-2215 <http://www.hta.or.jp>